



島根県報

令和6年2月6日（火）

第 4 8 7 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業 廃止の届出	（高齢者福祉課）	2
地籍調査の成果の認証	（用地対策課）	2
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	（審査指導課）	2

【公 告】

公共測量の実施の変更（2件）	（技術管理課）	2
公共測量の終了	（ " ）	3

【公安告示】

貴重品運搬警備業務1級検定及び貴重品運搬警備業務2級検定の実施	（警察本部）	3
---------------------------------	--------	---

【正 誤】

令和6年1月12日付け島根県報第480号中	（道路維持課）	6
令和4年10月11日付け島根県報号外第121号中	（人事委員会）	6

告 示

島根県告示第83号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービス及び当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

令和6年2月6日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会医療法人 石州会	居宅療養管理指導	六日市病院	鹿足郡吉賀町六日市 368番地4	令和6年2月29日
	介護予防居宅療養 管理指導			

島根県告示第84号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年2月6日

島根県知事 丸 山 達 也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
飯石郡飯南町	平成23年度～令和4年度	61枚	1冊	八神4	令和6年1月26日

島根県告示第85号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

令和6年2月6日

島根県知事 丸 山 達 也

指定番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所	変更に係る事項			
			変更前		変更後	
			売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所
827	邑智郡邑南町矢上5776-7 邑智郡猟友会 会長 安原 賢二	邑智郡川本町大字因原215-1	邑智郡美郷町久喜原19 邑智郡猟友会 会長 伊藤 豊	邑智郡美郷町久喜原19	邑智郡邑南町矢上5776-7 邑智郡猟友会 会長 安原 賢二	邑智郡川本町大字因原215-1

公 告

令和5年9月1日付け島根県報第444号で公告した公共測量の実施について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条に

において準用する同法第14条第1項の規定により、島根県知事から作業期間の変更に係る通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年2月6日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図データ更新）
- 2 作業期間
（変更前）令和5年8月30日から令和6年1月31日まで
（変更後）令和5年8月30日から令和6年5月31日まで
- 3 作業地域
仁多郡奥出雲町全域

令和5年7月28日付け島根県報第434号で公告した公共測量の実施について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、島根県知事から作業期間の変更に係る通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年2月6日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図データ更新）
- 2 作業期間
（変更前）令和5年7月19日から令和6年1月31日まで
（変更後）令和5年7月19日から令和6年2月29日まで
- 3 作業地域
邑智郡邑南町全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年1月25日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年2月6日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和5年9月11日から同年12月5日まで
- 3 作業地域
隠岐郡海士町海土地内

公 安 委 員 会 告 示

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

令和6年2月6日

島根県公安委員会委員長 金 崎 智 枝

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
貴重品運搬警備業務1級	学科試験	令和6年5月9日（木）午後1時30分から午後3時まで	15人程度
	実技試験	令和6年6月29日（土）午前8時30分から午後5時まで	
貴重品運搬警備業務2級	学科試験	令和6年5月9日（木）午後1時30分から午後3時まで	15人程度
	実技試験	令和6年6月15日（土）午前8時30分から午後5時まで	

2 実施場所

(1) 学科試験

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

(2) 実技試験

広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 貴重品運搬警備業務1級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。 ○ 運搬中の現金、貴重品、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。 ○ 運搬中の現金、貴重品、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 貴重品運搬警備業務2級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
------	---

4 受検資格

(1) 貴重品運搬警備業務1級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（貴重品運搬警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、同合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 貴重品運搬警備業務2級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

令和6年4月8日（月）から同月12日（金）までの午前8時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

オ 貴重品運搬警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のアに該当するものにあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び貴重品運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 貴重品運搬警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 検定の実施

この検定は、島根県公安委員会、鳥取県公安委員会及び広島県公安委員会が共同で実施する。

8 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

正 誤

令和6年1月12日付け島根県報第480号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
11	上から22	島根県報	島根県報号外

令和4年10月11日付け島根県報号外第121号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
4	下から5	給与条例	条例